

改正

平成16年3月19日条例第30号
平成18年10月10日条例第56号
平成19年3月16日条例第28号
平成23年10月11日条例第46号
平成26年10月10日条例第91号
平成28年3月22日条例第38号

山形県高等学校奨学金貸与条例をここに公布する。

山形県高等学校奨学金貸与条例

(趣旨)

第1条 この条例は、優れた生徒又は学生でありながら経済的理由により高等学校での修学が困難な者を支援するため、県が毎年度予算の範囲内において、その者に対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「高等学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく次に掲げるものをいう。

- (1) 高等学校（別科を除く。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（別科を除く。）
- (3) 特別支援学校の高等部（別科を除く。）
- (4) 高等専門学校
- (5) 専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。）

(貸与の対象者)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高等学校に在学していること（第4号イからハマまでに該当する場合にあっては、前条第4号に掲げるものに在学していることを除く。）。
- (2) その者を扶養している者が県内に住所を有すること。
- (3) 学習活動その他生活全般における態度及び行動が規則で定める基準を満たしていること。
- (4) 経済的理由により修学が困難な者であって、次のいずれかに該当すること。

イ 中学校（学校教育法に基づく中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。）における第1学年及び第2学年の学習成績の評定が規則で定める値以上であり、かつ、その者の属する世帯について規則で定めるところにより算定した収入の年額（以下「収入の年額」という。）が規則で定める額以下であること。

ロ 高等学校における奨学金の貸与の申請時までの学習成績の評定（申請時までに評定がなされていない場合にあっては、中学校における最終学年の学習成績の評定）が規則で定める値以上であり、かつ、収入の年額が規則で定める額以下であること。

ハ その者の属する世帯における主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）の失職、死亡、り災その他の事由が生じた場合において、収入の年額が規則で定める額以下であり、かつ、その事由が生じた月から12月以内に奨学金の貸与の申請を行っていること。

ニ 生計維持者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされていること、又はこれに準ずる場合として規則で定める事由に該当すること。

- (5) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく学資、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金で児童の修学に必要なもの、山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年12月県条例第67号）に基づく修学資金その他これらに類する資金として規則で定めるものの貸与を受けていないこと。

(貸与の額等)

第3条 奨学金の額は、別表のとおりとする。

- 2 奨学金を貸与する期間は、奨学金の貸与を受けようとする者の在学する高等学校の正規の修業年限に

相当する期間以内とする。ただし、前条第4号ハに該当することにより貸与する奨学金にあつては、貸与の始期の属する年度の末日（規則で定める場合にあっては、当該年度の翌年度の末日）までとする。

3 奨学金には、利子を付さない。

（貸与の打切り又は休止）

第4条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の貸与を打ち切るものとする。

（1）第2条第1号及び第3号から第5号までに規定する要件の一部又は全部を欠くに至ったとき。

（2）第2条第2号に規定する要件を欠くに至ったとき（奨学金の貸与を受けている者が県内の高等学校に在学しているときを除く。）。

（3）奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

2 知事は、奨学金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかの事由に該当することとなったときは、当該事由が存続する間は、奨学金の貸与を休止することができる。

（1）休学し、若しくは長期にわたって欠席し、又は停学の処分を受けたとき。

（2）進級できなかつたため同一学年を重ねて履修するとき。

（返還）

第5条 奨学金の貸与を受けた者は、高等学校を卒業したとき又は前条第1項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、その卒業した月又はその打ち切られた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、規則で定めるところにより貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者は、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

（返還の猶予）

第6条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者からの申請があつた場合に限り、貸与を受けた奨学金の返還の期限を猶予することができる。

（1）高等学校若しくは学校教育法に基づく専修学校の専門課程若しくは大学に在学するとき若しくはそれらを卒業若しくは退学した日の属する月の翌月から起算して6月を経過しないとき又はこれらに準ずる事由として規則で定めるとき。

（2）災害、傷病その他やむを得ない事由により、返還期日に貸与を受けた奨学金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

（返還の免除）

第7条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡したときは、貸与した奨学金の全部の返還を免除するものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けた者が心身障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）により貸与を受けた奨学金を返還することができなくなつたと認められるときは、貸与した奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（違約金）

第8条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて貸与を受けた奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した違約金を県に納付しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行し、平成14年4月1日以後に高等学校に入学した者について適用する。

附 則（平成16年3月19日条例第30号）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の山形県高等学校奨学金貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成17年4月1日以後において高等学校（新条例第1条の2に規定する高等学校をいう。以下同じ。）に入学する者に係る修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）について適用し、同日前に高等学校に入学する者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年10月10日条例第56号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に盲学校、聾（ろう）学校又は養護学校の中学部における第1学年又は第2学年に在学した者に対する第6条の規定による改正後の山形県高等学校奨学金貸与条例第2条第4号の規定の適用については、同号イ中「中学部」とあるのは、「中学部並びに学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法に基づく盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校の中学部」とする。

附 則（平成19年3月16日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月11日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月10日条例第91号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第38号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表

| 区分 | | 奨学金の月額 |
|--|--------|---------|
| 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校 | 自宅通学者 | 18,000円 |
| | 自宅外通学者 | 23,000円 |
| 私立の高等学校 | 自宅通学者 | 30,000円 |
| | 自宅外通学者 | 35,000円 |

備考 この表において「自宅通学者」とは、その者を扶養している者と同居する者又はこれに準ずる者をいい、「自宅外通学者」とは、自宅通学者以外の者をいう。